

都城市告示第 316 号

新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の対象となる行事を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

都城市長 池田 宜永



都城市税条例の一部を改正する条例（令和 2 年条例第 40 号）第 2 条の規定による改正後の都城市税条例（平成 18 年条例第 99 号）附則第 28 条の規定により新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち市長が指定するものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号）第 3 条第 1 項の規定により文部科学大臣が指定する行事とする。